

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 36 号

函館市自転車競走条例の一部改正について

函館市自転車競走条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市自転車競走条例の一部を改正する条例

函館市自転車競走条例（昭和 37 年函館市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「（以下「競輪場」という。）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、市営函館競輪場以外の法第 4 条第 5 項に規定する競輪場（以下「市営函館競輪場以外の競輪場」という。）において開催することができる。

第 4 条中「競輪場」を「市営函館競輪場」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前条ただし書の規定が適用される場合における市営函館競輪場以外の競輪場の入場料は、市長が別に定める。

第 7 条中「競輪場内」を「市営函館競輪場内」に、「及び」を「および」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、第 3 条ただし書の規定により市営函館競輪場以外の競輪場において競輪を開催する場合に準用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

市営函館競輪場以外の競輪場において市営競輪を開催することができることとするため